

春日部市企業誘致条例の一部を改正する条例

春日部市企業誘致条例（平成17年条例第125号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (5) 常時雇用従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告を必要とする者、かつ、厚生年金保険及び <u>全国健康保険協会管掌健康保険等</u> （市町村国民健康保険を除く。）に加入する者をいう。	(定義) 第2条 (5) 常時雇用従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告を必要とする者、かつ、厚生年金保険及び <u>政府管掌健康保険等</u> （市町村国民健康保険を除く。）に加入する者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。